

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会  
土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第11回）  
（議事概要）

### 1 開催日時及び開催場所

日 時：平成22年10月5日（火）13：00～16：16

場 所：農林水産省第2特別会議室

### 2 出席者（敬称略）

委 員：井上 達、上路雅子、白石寛明、竹内妙子、中杉修身、眞柄泰基、牧野孝宏、  
山本廣基

### 3 会議の概要

#### (1) 特定防除資材（特定農薬）の指定に係る今後の進め方について

今後引き続き検討対象とする35資材について、評価に必要な資料が整い次第、次回以降の合同会合において審議していくとの報告があった。

#### (2) 特定防除資材（特定農薬）の指定に向けた具体的な資材の検討について

##### ① 焼酎

焼酎については、第6回合同会合において審議した結果、提供された薬効試験では、十分な効果が確認できなかったことから審議を打ち切ることとされた。その後、昨年7月の特定防除資材に関する評価指針の改正により、食品等のうち、生産現場において防除目的での使用実態があれば、それに係る資料を薬効に係る資料とすることができることとされた。

焼酎の全国各地における使用実態に関する情報が得られたので、今回、改めて審議することとし、焼酎について事務局から説明がなされた。

審議の結果、指定の対象とするのは、酒税法に定める「焼酎」であって飲用として販売されているものであることを前提に、特定農薬として指定しても良いとの結論となった。このため、今後、事務的に準備を進め、食品安全委員会に諮問することとされた。

##### ② 電解次亜塩素酸水

事務局から、継続審議となっている電解次亜塩素酸水について、これまでの合同会合における指摘事項に対する検討状況について説明がなされた。審議の結果、委員から以下の事項について指摘があり、更なる検討が必要との結論に達したことから、継続審議となった。

- ・電解次亜塩素酸水を同一ほ場に長期間散布した場合にダイオキシン類の生成及び土壌蓄積する可能性について、今回の提出資料において調査した土壌の土性、有機炭素含量、pHを確認する必要がある。
- ・可能であれば、今回提出した資料の調査ほ場とは土性が異なる土壌において、長期間散布した場合のダイオキシン類の蓄積の可能性について、検討する必要がある。
- ・指定対象とする電解次亜塩素酸水について、生成装置の性能や使用基準を検討し、製造業者が作成する使用者マニュアル等に反映する必要がある。

##### ③ 木酢液

事務局から、継続審議となっている木酢液について、今後検討を行う木酢液の製造条件について提案し、審議の結果、安全性評価にあたって、以下の事項に留意するよう指摘があった。

- ・高濃度のホルムアルデヒドが検出されたサンプルについて、今回関係団体から提出された考察は推測の域を出ておらず、高濃度になった原因が用いた原料に由来することは証明されていない。そのため、実際にベイツガの廃材などを用いて木酢液を製造し、高濃度のホルムアルデヒドが検出されるかどうか確認が必要である。
  - ・ホルムアルデヒドの毒性については、既知の情報が相当あるので、食品安全の観点から、まず木酢液を散布した場合の農作物へのホルムアルデヒド残留試験（環境運命を明らかにした上で）を実施し、その試験結果を考慮して毒性試験を実施すべきである。また、作業安全の観点から、使用者に対するホルムアルデヒドの暴露について検証する必要がある。
- ④ ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液(高温高圧水蒸気蒸留)
- 事務局から、継続審議となっているウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液について、これまでの合同会合における指摘事項に対する検討状況について説明がなされた。その結果、委員から以下の事項について指摘があり、更なる検討が必要との結論に達したことから、継続審議となった。
- ・薬効・安全性評価の実施の前提条件として、指定対象とするウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液の製造方法を整理し、含有される成分量の範囲を確定する必要がある。
  - ・本資材は販売を目的としていることから、薬効があり、かつ薬害が出ない濃度のデータをとる必要がある。既存データは、原液と 50 倍希釈を用いたものであるが、例えば 10 倍、20 倍、30 倍希釈などの試験をして検討する必要がある。
  - ・北アメリカの先住インディアンが古くから食用、薬用として服用していたとのことであるが、具体的な状況が分かる資料が必要である。
  - ・食品安全の観点から、とりあえず 28 日間のラットを用いた反復経口投与毒性試験を行い、その結果と毒性の程度を考慮して、さらに、90 日間反復投与毒性試験の実施の必要性を検討すべきである。
  - ・本資材の海外における登録や安全性評価の状況を確認する必要がある。

(以上)

## 農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会 土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第11回）における 指摘事項

### 1 電解次亜塩素酸水

- ・電解次亜塩素酸水を同一ほ場に長期間散布した場合にダイオキシン類の生成及び土壌蓄積する可能性について、今回の提出資料において調査した土壌の土性、有機炭素含量、pHを確認する必要がある。
- ・可能であれば、今回提出した資料の調査ほ場とは土性が異なる土壌において、長期間散布した場合のダイオキシン類の蓄積の可能性について、検討する必要がある。
- ・指定対象とする電解次亜塩素酸水について、生成装置の性能や使用基準を検討し、製造業者が作成する使用者マニュアル等に反映する必要がある。

### 2 木酢液

- ・高濃度のホルムアルデヒドが検出されたサンプルについて、今回関係団体から提出された考察は推測の域を出ておらず、高濃度になった原因が用いた原料に由来することは証明されていない。そのため、実際にベイツガの廃材などを用いて木酢液を製造し、高濃度のホルムアルデヒドが検出されるかどうか確認が必要である。
- ・ホルムアルデヒドの毒性については、既知の情報が相当あるので、食品安全の観点から、まず木酢液を散布した場合の農作物へのホルムアルデヒド残留試験（環境運命を明らかにした上で）を実施し、その試験結果を考慮して毒性試験を実施すべきである。また、作業安全の観点から、使用者に対するホルムアルデヒドの暴露について検証する必要がある。

### 3 ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液(高温高圧水蒸気蒸留)

- ・薬効・安全性評価の実施の前提条件として、指定対象とするウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液の製造方法を整理し、含有される成分量の範囲を確定する必要がある。
- ・本資材は販売を目的としていることから、薬効があり、かつ薬害が出ない濃度のデータをとる必要がある。既存データは、原液と50倍希釈を用いたものであるが、例えば10倍、20倍、30倍希釈などの試験をして検討する必要がある。
- ・北アメリカの先住民インディアンが古くから食用、薬用として服用していたとのことであるが、具体的な状況が分かる資料が必要である。
- ・食品安全の観点から、とりあえず28日間のラットを用いた反復経口投与毒性試験を行い、その結果と毒性の程度を考慮して、さらに、90日間反復投与毒性試験の実施の必要性を検討すべきである。
- ・本資材の海外における登録や安全性評価の状況を確認する必要がある。

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会  
土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第12回）  
（議事概要）

## 1 開催日時及び開催場所

日時：平成23年4月26日（火）13：00～14：50

場所：農林水産省第2特別会議室

## 2 出席者（敬称略）

委員：井上達、上路雅子、国見裕久、白石寛明、中杉修身、根岸寛光、牧野孝宏、  
矢野洋子、山本廣基、吉田 緑

## 3 会議の概要

### （1）農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会 農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第11回）における論点整理について

第11回合同会合における審議の論点を整理した資料2について事務局より説明があり、審議の結果、一部修正の上、了承された。

### （2）特定防除資材（特定農薬）の指定に向けた具体的な資材の検討について

#### ① エチレン

エチレンの使用方法、薬効、安全性等について事務局より説明があり、審議の結果、エチレンを成長促進剤、発芽促進剤として使用する際の、薬効及び安全性に問題がないことが確認されたことから、特定農薬として指定しても良いとされた。

委員から、エチレンについては、それ自体の安全性を議論し特定農薬としての指定の可否を判断することは問題ないが、農薬取締法上、特定農薬は「その原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがない」と規定されており、エチレンを特定農薬として指定する場合の原材料は何を指すのか（仮にエチレンの原料である原油と捉えるのであれば、安全性について問題がないとは言いがたい）との質問があった。これに対し、事務局から、登録農薬については、一般に原体、補助剤、担体それぞれを製剤の原材料と捉えており、これと同様に考えると、エチレンの場合は製剤＝原体でエチレン自体が原材料と考えられるとの回答があった。これを受け、当該規定の法解釈について一般論として整理すべき旨指摘があり、事務局において整理することとされた。

また、委員から、ボンベに充填された工業用エチレンを使用する際、高圧ガス保安法の遵守等が求められるようだが、実際の使用現場でどのような対応を使用

者に求めるのかとの指摘があり、事務局より、特定農薬として指定された場合、併せて通知等により使用上の注意事項として周知を図ることが想定される旨回答があった。

以上を踏まえ、今後、事務局において、食品安全委員会への諮問等、特定農薬としての指定に向けて必要な手続きを進めることとされた。

## ② ホソバヤマジソ抽出液

ホソバヤマジソ抽出液の性状、製造方法、使用方法、薬効、安全性等について事務局より説明があり、審議の結果、委員から以下の事項について指摘があり、継続審議となった。

- 抽出液の製造方法によって、有効成分とされるチモールの含有量にばらつきが出る可能性があるため、毒性試験等の実施の前提条件として指定対象とする抽出液の製造方法および製品の品質を明確化することが必要。また、未同定の成分が残されており、それらの物質の特定も必要。
- 製造過程において、一定のチモール濃度となるよう成分調整が行われているが、その際、抽出液に含まれるチモール以外の成分濃度がどのように変化するか確認が必要。
- 抽出液中の成分の保存安定性について確認が必要。
- ホソバヤマジソは、中国で広く食用に供されているとして90日間反復経口投与毒性試験が省略されているが、日本国内での食用としての利用実態の調査が必要。また、そのような利用実態がなければ、当該試験の実施が必要。
- 薬効試験が病原糸状菌を対象に行われているが、チモールが細菌に対する殺菌効果を有しているとされていることから、農薬として使用した場合の病原細菌への効果も確認しておくことが望ましい。
- チモールは医薬品に利用されていることから、農薬として使用した場合の病原微生物の薬剤抵抗性の発現の可能性についても、事例があるか確認すべき。

(以上)

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会  
土壌農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第13回）  
（議事概要）

### 1 開催日時及び開催場所

日時：平成24年2月24日（金）10：00～11：20

場所：中央合同庁舎4号館1219～1220会議室

### 2 出席者（敬称略）

委員：井上達、上路雅子、国見裕久、白石寛明、中杉修身、根岸寛光、眞柄泰基、  
牧野孝宏、矢野洋子、山本廣基、吉田 緑

### 3 会議の概要

#### （1）農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会 農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第12回）における論点整理について

第12回合同会合において審議の論点となった原材料の解釈等について、資料2  
に基づき事務局より説明があり、審議の結果、了承された。

#### （2）特定防除資材（特定農薬）の指定に向けた具体的な資材の検討について

##### ① 電解次亜塩素酸水

事務局から、継続審議となっている電解次亜塩素酸水について、第11回合同  
会合における指摘事項（同一地域の土壌における本資材の長期散布とダイオキシ  
ン類生成の関係性について検討が必要）に対する検討状況について説明がなされ  
た。審議の結果、電解次亜塩素酸水を長期散布した土壌中のダイオキシンの  
異性体の構成比等から、土壌中有機物と塩素の反応に由来するダイオキシンの  
濃度の増加がないことを確認した。

このため、電解次亜塩素酸水を特定農薬として指定しても良いとの結論とさ  
れた。

以上を踏まえ、今後、事務局において、食品安全委員会への諮問等、特定農  
薬としての指定に向けて必要な手続きを進めることとされた。

##### ② 二酸化チタン懸濁液

二酸化チタン懸濁液の性状、製造方法、使用方法、薬効、安全性等について  
事務局より説明があり、審議の結果、継続審議とされた。

審議の概要は以下のとおり。

#### 【制度の趣旨に照らし、本資材を特定農薬として審議することに関する指摘事項】

委員から、本資材は、農家の身近にある製品を農薬の用途に振り替えたも  
のという特定農薬の概念に合致しないと思われるため、登録を受けることが適

切ではないかとの指摘があった。

これに対し、事務局から、本資材は、現時点では農家が自家製造するものであるが、特定農薬として指定された場合、農薬製剤として販売される可能性がある資材であり、第11回合同会合の論点整理(不正粗悪なものが広範に流通し、農業生産に悪影響を及ぼすことがないように留意することが重要)のとおり、その効果、安全性について慎重に審議する必要があるとの発言があった。

以上の議論を受け、農家の身近にある製品そのものを利用するのではなく、調達された原材料から製造される資材であり、かつ、農薬製剤として販売される可能性のある資材の特定農薬指定について、一般論として整理すべきとの指摘があり、事務局において整理することとされた。

#### 【データの追加提供に関する指摘事項】

委員から、仮に特定農薬の指定について審議を進めるとした場合、提供された毒性試験等について、以下の情報が必要であるとの指摘があった。

- 1) 製造工程における放電処理に伴うラジカルの発生状況及びその種類
- 2) 提供された毒性試験の供試物質(二酸化チタン粉末又は二酸化チタン懸濁液(放電処理したもの)のどちらか)
- 3) 1)及び2)を踏まえ、放電処理した二酸化チタン懸濁液の毒性データとして、二酸化チタン粉末を供試したものを採用することの妥当性の考察

なお、委員から、本資材を散布した後の農作業時における二酸化チタン粉末の空気中への飛散による暴露量は無視できないが、定量的な値を示すことが困難とされていることを、どうとらえたらいいのかと質問があり、これに対し事務局から、試算が可能かどうか調査したいとの回答があった。

#### 【二酸化チタンの特性に関する指摘事項】

その他、二酸化チタンの特性等に関連し、以下の議論があった。

- 1) 光触媒作用を活用した酸化チタン製品は社会一般に広く利用されており、どのような形態の酸化チタンを特定農薬指定の検討対象とするのか整理が必要ではないか。
- 2) 本資材の粒子径等から判断して、マスクの着用など、使用の際に何らかの遵守義務を課す必要があるれば、特定農薬ではなく登録を受けることが適当ではないか。
- 3) 提供された情報から、経口毒性に関する懸念はないと考えられるが、吸入した場合の健康影響は無視できない。
- 4) EPAにおける登録、安全性評価の状況や、平成23年度中に実施予定とされている厚生労働省の二酸化チタンのリスク評価の結果も参考にしてはどうか。

なお、委員からの、二酸化チタン粉末の吸入による健康影響は無視できないとの意見を受け、事務局から本資材の使用者に対し、作業安全の観点から

念のためマスクの着用が必要であることを伝え、注意喚起していくとの説明があった。

(4) その他

特定農薬指定の検討対象資材の取扱いについて、資料4に基づき事務局より説明があり、審議の結果、了承された。

(以上)



農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤  
農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第14回）  
（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成25年9月6日（金）15：00～16：24

場 所：農林水産省本館7階第三特別会議室

2 出席者（敬称略）

委員：浅見真理、上路雅子、小林正伸、白石寛明、中杉修身、中村幸二、根岸寛光、  
矢野洋子、山本廣基、吉田 緑

3 会議の概要

（1）農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壤農薬部会  
農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第13回）における論点整理について

第13回合同会合において審議の論点となった、使用者が原材料を調達し、自ら製造して使用している資材であり、かつ、農薬製剤として販売される可能性のある資材の指定等について、資料2に基づき事務局より説明があり、審議の結果、了承された。

（2）電解次亜塩素酸水を特定農薬（特定防除資材）に指定することについて

特定農薬として指定する際の情報提供について、資料4-1に基づき事務局より説明があり、審議の結果、了承された。

また、電解次亜塩素酸水を特定農薬として指定する際に提供する情報について、資料4-2に基づき事務局より説明があり、通知に記載する使用する際の注意点等として、酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用した場合の薬害や刺激性に関する情報を追加するとともに、製造業者が作成する使用者マニュアルに陰極側の廃液の具体的な処理方法、酸性の強い電解次亜塩素酸水を使用した場合の具体的な薬害や刺激性等に関する注意事項について、反映することで、了承された。

今後、事務局において、パブリックコメントの実施等、特定農薬としての指定に向けて必要な手続きを進めることとされた。

（3）特定農薬（特定防除資材）の指定に向けた具体的な資材（木酢液）の検討について

事務局から、継続審議となっている木酢液について、資料5に基づき木酢液中のホルムアルデヒド等の含有量、ホルムアルデヒドの残留性、木酢液の薬効、木酢液を散布した際の作業安全について説明があり、審議の結果、継続審議とされた。

審議の概要は以下のとおり。

**【木酢液に関する情報等についての指摘事項】**

委員から、特定農薬の指定について審議を進めるとした場合、以下の点について情報を収集する等して、検討する必要があるとの指摘があった。

- 1) 既指定の特定農薬（食酢、重曹）は他用途で規制され、使用されているもの（食品等）を農薬として転用しているものである。このため、木酢液の他用途での使用事例及び他用途で使用される木酢液の規格、規制状況、使用者等に対する被害について確認が必要。
- 2) 他用途での規格、基準がない場合、木酢液の規格、基準を検討しなくてはならないが、特定農薬の制度内で可能なのか検討が必要。
- 3) 情報提供者が提案した製造方法で木酢液の品質を一定にできるのか確認が必要。あわせて、自ら製造し、使用している場合についても確認が必要。
- 4) 特定農薬に指定後、当該資材が市販される場合にどのようにリスク管理するか検討が必要。
- 5) 自ら製造し、使用する場合と販売する場合とで同じ管理方法で品質を管理すべきか検討が必要。

以上の指摘を受け、事務局において整理することとされた。

**【データの追加提出に関する指摘事項】**

委員から、特定農薬の指定について審議を進めるとした場合、ホルムアルデヒドについて以下の情報が必要であるとの指摘があった。

- 1) 検討対象とする木酢液の製造方法、炭化する原料、品質を検討するに当たって、今まで提出された情報等から、炭化する原料の違いによる木酢液中のホルムアルデヒド含有量について確認する必要がある。
- 2) 作業者の安全性に関する試験については、木酢液を農薬として使用する場合、様々な使用方法があることから、最も使用濃度が高くなる条件で行う必要がある。

**【今回提供された情報に関する指摘事項】**

- 1) 木酢液中のベンツピレン類の含有量を測定する際に、3種の化合物（3，4－ベンツピレン、1，2，5，6－ジベンゾアントラセン、3－メチルコランスレン）を選定した理由。

**（４）その他**

特定農薬の検討対象資材の使用実態の調査結果について、資料6に基づき事務

局より報告があった。

(以上)

農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌  
農薬部会農薬小委員会特定農薬分科会合同会合（第15回）  
（議事概要）

1 開催日時及び開催場所

日時：平成25年11月1日（金）9：59～11：54

場所：農林水産省本館7階第3特別会議室

2 出席者（敬称略）

委員：浅見真理、上路雅子、小林正伸、白石寛明、中杉修身、中村幸二、根岸寛光、  
矢野洋子、山本廣基、吉田 緑

3 会議の概要

（1）特定農薬（特定防除資材）に指定することについて

ア エチレン

イ 焼酎

エチレン及び焼酎を特定農薬として指定する際に使用者等に提供する情報の内容について、資料3-1及び資料3-2に基づき事務局より説明があり、審議の結果、了承された。

今後、事務局において、パブリックコメントの実施等、特定農薬としての指定に向けて必要な手続きを進めることとされた。なお、特定農薬指定後の指導に際してはきめ細やかに行うこととされた。

（2）既指定の特定農薬（特定防除資材）について

ア 食酢

イ 重曹

ウ 天敵

既指定の食酢、重曹及び天敵の使用者等に提供する情報の内容について、資料4に基づき事務局より説明があり、審議の結果、食酢については事務局の提案どおり了承された。

重曹については、使用する際の注意点等として、薬害が確認されたにがうりの品種を明記するとともに、登録農薬の有効成分である炭酸水素ナトリウムが水産動植物等環境に対して影響がある場合はその情報も併せて追加することで、了承された。

天敵については、天敵を利用する際の遵守すべき事項についても、使用者等にわかりやすい記載内容の情報提供することで、了承された。

今後、事務局において、パブリックコメントの実施等、通知発出に向けて必要な手続きを進めることとされた。

### (3) 特定農薬（特定防除資材）の指定に向けた具体的な資材の検討について

#### ・ホソバヤマジソ

事務局から、継続審議となっているホソバヤマジソについて、資料5に基づき①ホソバヤマジソ抽出液及び製品の製造方法、②抽出液中のチモール濃度、抽出液及び製品中のテルペン類の濃度（算出値）、製品にするに当たってのチモール以外の成分濃度変化、③製品中のチモールの保存安定性、④ホソバヤマジソの日本国内での食用としての利用実態、⑤チモールの植物病原細菌に対する効果、⑥チモールに関する薬剤抵抗性の発現の可能性について、事務局より説明があり、これらに基づいた審議の結果、継続審議とされた。

審議の概要は以下のとおり。

#### 【特定農薬の趣旨に照らし、製剤化されたものを特定農薬として指定することに関する指摘事項】

委員から、以下の点について指摘を受け、事務局において製剤化されたものを特定農薬として指定することについて、一般論として整理することとされた。

- ・既指定の特定農薬（食酢、重曹）及び指定予定のエチレン等は、他用途で規制され、使用されているもの（食品等）を農薬として転用しているものである。  
一方、当該資材は使用者等が自ら製造する場合もあり、使用者等が製造した場合、当該資材の品質についての確認又は管理ができるのか。
- ・ある製造方法に従って同じ品質のものができないと特定農薬として指定することは難しいのではないか。
- ・製造方法を限定し、管理して製造するのであれば、登録農薬として評価すべきではないか。
- ・当該資材は、助剤のようなもの（エタノール、グリセリン脂肪酸エステル）も含んだ製品（登録農薬でいえば、製剤に該当するもの）であり、製品を特定農薬に指定することは特定農薬の制度になじまないのではないか。  
また、混合されたもの、つまり、「製品」でしか効果が見られない、又は使用していないものを特定農薬として指定するならば、このようなものを検討していくときの考え方について整理する必要があるのではないか。  
事務局において、特定農薬として指定する際の考え方について整理してほしい。

#### 【データの追加提出に関する指摘事項】

委員から、特定農薬の指定について審議を進めるとした場合、以下の情報が必要であるとの指摘があった。

- 1) ホソバヤマジソ抽出液中のチモール及びテルペン類以外のその他成分

(約70%)に何が含まれているのか確認し、水以外のものが含まれるのであれば、成分を明らかにする必要がある。

【今回提供された情報に関する指摘事項】

- 1) 情報提供者から慢性毒性試験に相当するものとして提出された試験に関し、以下の指摘があった。
  - ・当該試験は腹腔内投与の亜慢性毒性試験であり、病理組織学的解析に関する情報がないため、慢性毒性の評価が困難である。
  - ・当該試験に供試した検体は、今回情報提供者から提案されたホソバヤマジソ抽出液の製法と異なる方法で作成されたものである。異なる製法で作成された検体の場合、当該試験をホソバヤマジソ抽出液の毒性試験の結果として採用して良いのか判断できない。
  
- 2) ホソバヤマジソの日本国内での食用としての利用実態として、健康食品としての利用実態の情報が提供された。この「健康食品」について以下の指摘があり、確認することとされた。
  - ・健康食品は他法令に基づいた安全性試験等が行われ、安全性が担保されているのか。
  - ・健康食品についてどのような規制がなされているのか。

※本概要中では、「ホソバヤマジソ抽出液」は「ホソバヤマジソから抽出した精油」を示し、「製品」は「ホソバヤマジソから抽出した精油、グリセリン脂肪酸エステル、エタノール、水を混合したもの」を指す。

(4) その他

特定農薬(特定防除資材)の検討対象としない資材の検討について、資料6に基づき事務局より説明があった。審議の結果、使用が報告されていない資材等について、今後、事務局において、パブリックコメント等を実施し、使用が確認されなかった資材については検討対象資材から除外することが了承された。

(以上)